

お知らせ

未来の生活設計を考えよう

11月30日(日)は年金の日。年金記録や将来の年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。ねんきんネットを利用すると、自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込み額について、年金記録を基に試算をすること

く寄せられています。消防局では、このような電話をかけることはありません。ご注意ください。不審に思ったらその場で回答せず、問い合わせてください。
消防局総務課 ☎027-220-4503

不審な電話に注意を

市消防局職員を語り、「避難所開設のために年齢や家族構成を教えてください」と電話があったとの報告が多

市政情報をラジオで放送

まえばしCITYエフエム 84.5MHz

●まえばし情報ステーション

イベントや市政情報をお届けします(5分間)

	月曜～金曜	土日曜
本放送	午前7時54分	午前9時44分
再放送	午後5時54分	午後1時54分

●まえばしスクール通信

毎週日曜(11月23日を除く)午後1時～(20分間)
(再放送：火曜午後3時30分)
学校の特色を子どもたちが発信します。
11月30日 桃瀬小 12月7日 芳賀小
12月14日 嶺小

●歴史再発見「前橋ルネッサンス」

11月23日(日)午後1時～(20分間) (再放送：11月25日(火)午後3時30分)

エフエム群馬 86.3MHz

●ラジオインフォメーションいきいき前橋

毎週金曜午前9時53分～(4分間) (本年度の放送は11月28日(金)に終了します)

もできます。詳しくは問い合わせるか、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

前橋年金事務所 ☎027-231-1706

12月1日は図書館が全館休館

12月1日(月)は、市立図書館と各分館、子ども図書館の全館が休館します。

市立図書館 ☎027-224-4311

初めての絵本をプレゼント

子ども図書館では、赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントするブックスタート事業を実施。また、毎週土曜の午後1時から3時まで、ボランティアで絵本の読み聞かせや子育て相談なども行っています。

絵本の引き換え期限は子どもが1歳になる誕生月の月末まで

同館 ☎027-230-8833

労使間のトラブルを調整

県労働委員会では、県内の事業所に勤める労働者と事業主の労働条件などに関するトラブル

の相談を受け付けます。詳しくは問い合わせてください。

県労働委員会事務局 ☎027-226-2783

「あかぎの輝き」を販売

前橋市オリジナルのバラ「あかぎの輝き」を150株販売します。

日時：12月14日(日)午後1時～4時
会場：敷島公園ばら園
対象：販売数：市内在住の人、1世帯1株(応募多数の場合は抽選)
費用：1,500円

11月28日(金)(必着)までに往復ハガキで(1世帯1通)。住所・氏名・年齢・電話番号・あかぎの輝き希望」を記入し、〒371-0027平和町一丁目2-6・公園管理事務所(☎027-210-2010)へ

医療と介護の負担額を軽減

国民健康保険(国保)に加入している世帯に介護保険の受給者がいる場合、自己負担額を合算して一定の限度額(下表のとおり)を超えたときは、その超えた金額が支給されます。昨年8月1日からことし7月31日ま

県環境森林事務所、県森林事務所に相談する

流通・販売ができない野生の山菜やきのこの種類と産地

(きのこ)沼田市、嬬恋村、東吾妻町、高山村、安中市、長野原町、みなかみ町(タラノメ)高崎市倉渕町(マダケ) 渋川市の一部(旧渋川市、旧小野上村)(コシアブラ) みなかみ町。

県東部農林事務所 ☎027-285-4116

受給者証と保険証を忘れずに

子どもや重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証(受給者証)を交付されている人が、病院などで受診するときは、受給者証と、加入している医療保険の被保険者証が組合員証(保険証)も必ず窓口提示してください。保険証を持たずに受診した場合は、医療費の全額が自己負担となります。

福祉医療制度は、皆さんに納めていただいた税で賄われています。適正な受診を心掛けてください。

保険証が変わったときなどは届け出を

福祉医療の受給者で次の場合は、市役所国民健康保険課が各

世帯の自己負担限度額			
所得区分	対象	国民健康保険と介護保険の合計額	
		70歳～74歳	70歳未満
現役並み所得者※1 (上位所得者※2)	一般	67万円	126万円
		56万円	67万円
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ※3	31万円	34万円
	低所得者Ⅰ※4	19万円	

※1 70歳以上で負担割合が3割
※2 70歳未満で世帯員全員の合計所得が600万円を超える
※3 世帯員全員が住民税非課税
※4 世帯員全員が住民税非課税で所得が一定基準以下

でに支払った自己負担額が対象になります。

7月31日時点で国保に加入している支給対象者には、12月以降に通知を郵送します。なお、国保以外の保険に加入している人は、それぞれの医療保険の窓口にお問い合わせください。

国民健康保険課 ☎027-9816249

支所へ早めに届け出てください。

届け出事由(用意する物)

①加入している医療保険が変わった(受給者証、保険証) ②受給者証を紛失・破損した(保険証) ③転出・転居する(受給者証、保険証) ④新たに申請する(問い合わせてください)。

国民健康保険課 ☎027-9816253

体育施設の利用調整会議

来年度の体育施設(東部地区)の利用調整会議を開催します。

日時：12月20日(土)①午前10時②午後1時
会場：宮城体育館
対象：来年度に次の施設で大会の開催を予定している団体
対象施設①は大胡体育館、宮城体育館②は宮城総合運動場多目的広場・陸上競技場、千本桜野球場、粕川西部運動場
申込書の配布：宮城体育館で。東部施設管理事務所ホームページ (<http://www15.wind.ne.jp/~tohu-tiku/>) からダウンロードもできます

12月5日(金)までに申込書に記入し宮城体育館(☎027-2831873)へ直接。またはファクス(027-28318861)で

市長コラム



ようこそ市長室へ
スマートフォンまたは
タブレット端末でご覧ください

先日、防府市から毛利元就公の子孫を団長とする、市民訪問団のご一行が本市を訪れ、初代群馬県令梶取素彦ゆかりの臨江閣や高浜公園を見学されました。その際、防府天満宮の「飛梅」が本市に寄贈され、前橋公園に「至誠の梅」として植樹されました。

また別の日には、室生犀星のお孫さんと萩原朔太郎のお孫さんが前橋駅で100年の時を経て再会を果たし、市内を散策した後、シネマまえばしで対談をされました。これは100年前、新進の詩人だった室生犀星が朔太郎に憧れて前橋を訪ねたという事実を本市の事業で再現したものです。ことしで22回目となる萩原朔太郎賞の受賞者も9月1日に決まり、“朔太郎”の研究がますます深まることを期待します。

一方で、宮城地区の農家の方々が宮中行事に使う菓を皇居へ献上しています。この伝統は実に60年以上も続いています。

前橋の歴史を振り返れば、前橋の未来が見えます。

山本龍